

均等・均衡待遇に関する特別相談窓口

令和元年8月1日から開設します！

相談
無料

鹿児島労働局では、パートタイム・有期雇用・派遣で働く方々や企業からのご相談をお受けします。

パートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法が
2020年4月1日から施行されます

(中小企業におけるパート・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日から)

正規雇用と非正規雇用間の不合理な待遇差が禁止をされ、正規雇用との均等・均衡待遇が求められます。(不合理な待遇差の具体例などを示した同一労働同一賃金ガイドラインが指針として定められています。)

たとえば…

- ? 同一労働同一賃金の制度内容がわからない。
- ? どのように制度導入の手順を進めていくのかわからない。
- ? 正社員との待遇差が気になる。



お気軽にご相談ください！

匿名相談可 プライバシー厳守

- 受付時間 8時30分～17時15分(土日祝日、年末年始除く)
※まずはお電話でご相談ください。
- パートタイム・有期雇用労働法については
雇用環境・均等室 電話番号：099-223-8239
(〒892-8535 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階)
- 改正労働者派遣法については
職業安定部需給調整事業室
電話番号：099-803-7111
(〒892-0847 鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル1階)

※ 雇用管理の改善に関する具体的な相談は、「鹿児島働き方改革推進支援センター」(Tel. 0120-221-255) もご利用できます。

